

東京都施策推進協議会 第5回委員会 資料

社会福祉法人南風会青梅学園・かすみの里  
統括施設長 山下 望

○ 「基本的考え方（案）」の修正

4 基本理念の中にある「自己選択・自己決定」の権利を最大限に尊重され」という考え方を知的障害者を中心とした「自己選択・自己決定」の難しい人たちに対して、専門職が介入することにより、本人の表現する表層的な自己決定では無く、多様な経験を積みながらの選択の経験であったり、日常的に専門職が、観察の中でする本人の真の思いや願いを汲み取ることで本人の意思決定を支援することが必要です。改正になった障害者基本法や障害者総合福祉法への骨格提言の中でも取り上げられている「意思決定支援」が重要です。「自己選択・自己決定」の権利をあらゆる障害者で実現する為に、パターンリズムではない、専門職による意思決定への支援を取り入れるべきと考えます。

○ その他の分野について

・ 保健・医療  
重度の知的障害者などは、病院に入院したり、通院したりすることは、いわゆる丸障制度で守られていますが、長期の入院が必要な場合、差額ベット料や付添い人の費用が膨大になります。年金等を蓄えていても、数度にわたる長期入院になると、支払いが困難になって行きません。蓄えたお金がなくなった時には、都立病院などで優先的に入院できるなどの対応をお願いしたい。意識がなくなったり、命が危なくなった場合など緊急に入院が必要になった場合、救急車は、来てくれますが、障害を理由に搬送を断わる病院が多数あります。臨死状況になった場合、常と言われる人も障害者も同じだと思います。表立っての拒絶では、ありませんが、救急車に乗ってから一時間も病院が見つからなかった経験もあります。都内の病院への働きかけや、都立病院等への優先的搬送ができるようにしてください。

・ 教育  
普通教育の中での障害児教育もまた、特別支援教育の中でも、教員の質に大きな差があります。現任での研修とOJTがきちんとできる仕組みやスーパーバイザーを教育分野でも必要です。また、教育技術の評価も必要です。教員の質をあげる仕組みをきずいてください。

・ 療育

・ 住宅

・ バリアフリー

・ 災害時における障害者支援  
今回の東日本大震災においても感じましたが、まずは、避難訓練の大切さ。的確な判断、指示のできるリーダーの存在。応援体制。障害をお持ちの方が、命を保てる建物構造が必要です。  
東京都においても、広大なゼロメートル地帯が存在し、その中でも障害者施設や障害者が住んでいる場所が多く存在します。障害者が遠くまで逃げることはできません。東南海地震で津波がくると予想されますが、5mと言われています。同じ建物の中で避難できるように少なくとも、五階建て以上の建物の中に位置する必要を感じます。

○ その他